

静岡県告示第33号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、浜松市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成30年1月12日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

山路土砂災害警戒区域
塩の上土砂災害警戒区域
小田土砂災害警戒区域
高杉土砂災害警戒区域
花平土砂災害警戒区域
門島土砂災害警戒区域
金川開拓土砂災害警戒区域
中羽根土砂災害警戒区域
栗子土砂災害警戒区域
敷原土砂災害警戒区域
敷原2土砂災害警戒区域
上野土砂災害警戒区域
水舟土砂災害警戒区域
静修土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県浜松土木事務所及び浜松市に備え置いて縦覧に供する。）